

「難民認定制度」について法務省が新しい対策を導入しました

「難民申請」を考えている人に

自分の将来をじっくり考えましょう

難民とは

難民とは「人種・宗教・国籍・政治的意見・特定の社会集団に属するなどの理由で、迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた人」を言います。来日した申請者が難民であると認定されると「定住者」という資格が与えられ、日本人と同じように制約無く働くことができます。また、人道的理由がある場合も「定住者」資格が与えられます。

難民申請の流れ

- ①難民であると主張する人は、入国管理局に難民申請をします。難民認定の申請をすると 6 ヶ月間は「就労不可」で在留できます。その間の生活費（1 ヶ月 85,000 円）は政府から支給されます。その間、日本での就労に必要な日本語力を向上させるために、地域の日本語教室や NPO に通い、勉強しておくとい良いでしょう。
- ②6 ヶ月後に入管に行っても難民認定の結果が出ていないのが現状です。本人が日本での在留を希望すると、在留期間 6 ヶ月の「特定活動」ビザがもらえます。政府からの生活費はもらえませんが、就労可能な在留資格で、風俗関係以外は、労働時間や業務内容に制限はありません。
- ③在留期間が 6 ヶ月なので、6 ヶ月ごとに入国管理局行き、在留期間を更新することになります。雇用主に信頼され、そのまま雇用してもらえば、「技術・人文知識・国際業務」のビザに変更して、日本で働き続けることができます。

不認定

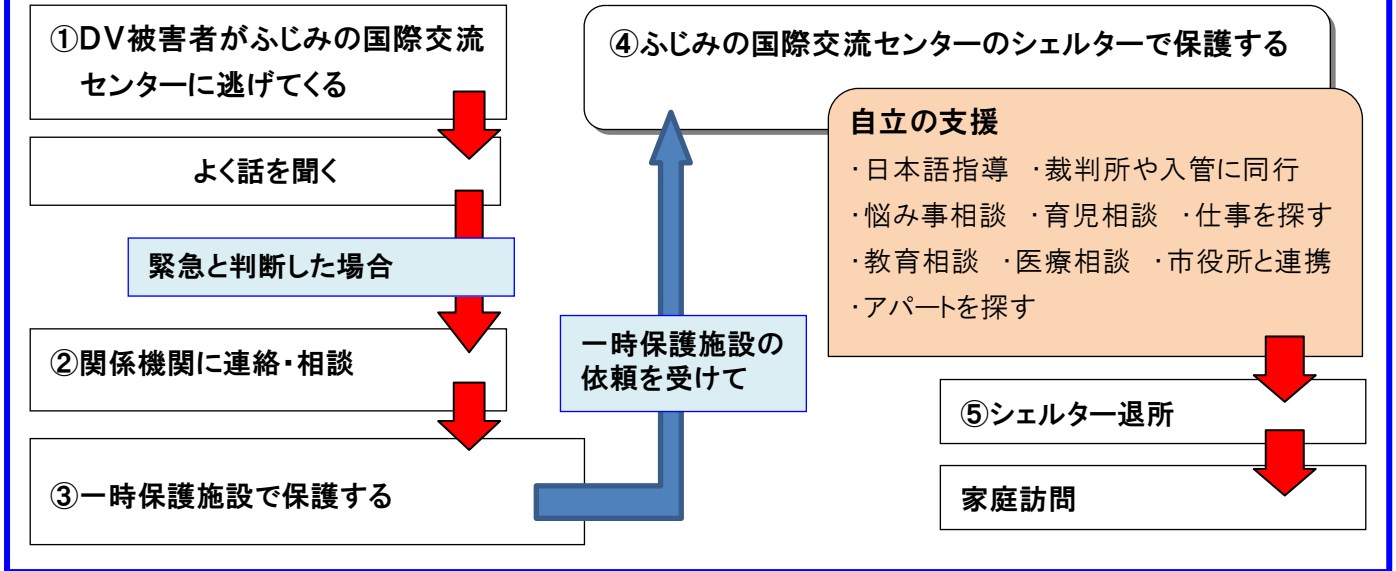
難民認定の申請をして 2 年程度たって「不認定」が出された人で、まだ日本に在留したい人は、「異議申し立て」をすることができます。【難民申請⇒不認定⇒異議申し立て⇒却下】の一連の手続きを以前は何度も繰り返すことができたのです。しかし 2017 年からは最長 2 年になりました。

留学・実習生からの難民申請

「技能実習」や「留学」ビザを持った人が難民申請をした場合、入管施設に強制収容されることになりました。偽装難民申請者の急増に歯止めをかけるためです。母国のテレビで「日本に行けば毎月 35 万円は稼げる」などと言う話を信じて、エイジェントに払うために親戚から大金を借りて留学ビザで入国する人が増えています。しかし留学生が許されている資格外就労ビザでは、週 28 時間しか働くことはできず、お金に困って難民申請をする人が多くいます。しかし留学ビザや実習生ビザから難民申請することはできません。自分の将来をじっくり考えて、軽はずみな行動はしないように気をつけましょう

DV 被害者のお力になれるよう活動しています

049-269-6450



『外国語人権相談ダイヤル』

0570-090911

アパートの入居を断られた、文化の違いが受け入れられない、結婚問題で悩んでいる…こんな悩みのある方、いらっしゃいませんか。法務省では各国語に対応した人権相談を受け付けています。

- 受付時間／
平日 9:00～17:00
(電話料金がかかります)
- 対応言語／
英語・中国語・
フィリピン語・ポルトガル語・
ベトナム語・韓国語



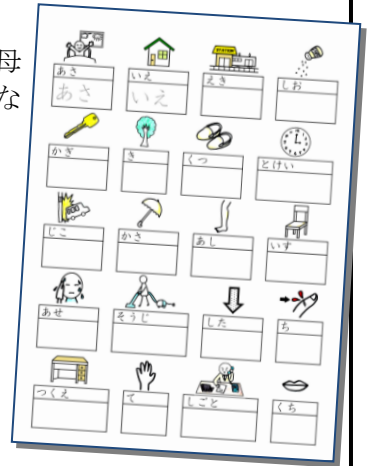
★「ひらがな練習帳」ができました

FICEC の日本語教室では「ひらがなを書けるようになりたい」という成人学習者のために

【ひらがな練習帳】を作りました。練習帳には学んだひらがなを使った身近な単語のページも作ってあります。

イラストをたくさん使い母国語に関係なく、ひらがな学習ができるように工夫してあります。ぜひ日本語教室に参加し勉強してください。

- ◆日本語教室
毎週木曜日
10:00～12:00



◆富士見市国際フォーラム

毎年和太鼓の演奏で始まる「世界」に触れるイベントです。

FICEC も「遊びのコーナー」「外国人の主張」などで参加しています。

★会場／富士見市文化会館 キラリ☆ふじみ 1階 マルチホール

★日時／10月7日(土) 11:30～15:30

◆第8回バトテニス大会開催

富士見市発祥の新スポーツ。スポンジボールを使ってバドミントンコートで試合をします。

★会場／富士見市立総合体育館 ★日時／11月5日(日) 受付 9:30、試合開始 10:00

※申し込み・問い合わせ 富士見市教育委員会生涯学習課 ☎049-251-2711

